

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月23日
【発行者の名称】	株式会社レボインターナショナル (REVO International Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 越川 哲也
【本店の所在の場所】	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 252 番地 1 四条烏丸アーバンライフビル 101
【電話番号】	(075) 353-2277
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 飯島 孝
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社レボインターナショナル https://revo-international.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期中	第26期中	第24期	第25期
決算年月	自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
売上高 (千円)	596,755	695,838	1,242,718	1,515,581
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△67,132	△96,140	229,632	87,777
中間純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△48,960	△72,168	165,294	59,874
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
純資産額 (千円)	170,191	206,857	181,351	279,026
総資産額 (千円)	2,735,352	4,144,842	1,660,798	4,109,205
1株当たり純資産額 (円)	89.79	108.48	96.16	146.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間純損失 (△) 又は 1株当たり当期純利益 (円)	△25.83	△37.85	87.65	31.50
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	29.81
自己資本比率 (%)	6.2	5.0	10.9	6.8
自己資本利益率 (%)	△43.6	△29.7	167.5	26.0
株価収益率 (倍)	—	△48.61	—	58.41
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△91,008	△39,731	265,292	32,449
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△911,255	4,120	△900,149	△2,269,938
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,064,461	84,103	649,773	2,179,212
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	144,981	72,999	82,782	24,506
従業員数 (人)	75	92	68	85

(注) 1. 当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表を作成しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結関係会社のみのため、記載しておりません。

3. 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないこと、また、第25期中及び第26期中は1株当たり中間純損失であることから記載しておりません。
4. 第24期及び第25期中の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 2023年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失又は1株当たり当期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の状況について重要な変更はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
92	37.0	4.4	4,446

セグメントの名称	従業員数(人)
バイオ燃料事業	92
合計	92

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、勤続1年未満の者は除いております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、民間消費や設備投資の低迷、さらに地震臨時情報や大型台風の影響による消費の押し下げも重なり、実質 GDP 成長率が当初予想より△0.1%（年率換算△0.2%）に下方修正される経済環境となりました。一方、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ間の紛争は依然として継続かつ長期化しており、エネルギーや運輸面での悪影響がいまだに継続している状況にあります。

他方、世界経済は、長期化している高インフレ及び金融引き締めの影響で GDP 成長率は減速傾向にあり、本年度においても減速幅が縮小するものの経済成長鈍化が見られる状況にあります。この状態は新興国でも顕在化しつつあり、中国を筆頭に不透明感が助長されております。また、ウクライナ侵攻の終結が見えない状態やイスラエル・パレスチナ問題の激化によって地政学的緊張がより高まり、その結果、各国主要船会社のアフリカ最南端の喜望峰を回る迂回ルートがいまだに続いており、船舶輸送コストの継続的変動にも大きく影響しています。

このような状況下、バイオマスを取り巻く業界におけるバイオ燃料導入に向けた動きは、航空業界にも波及しつつある持続可能性の高い取り組みとして一層注目度が増幅しております。

こういった事業環境下において、当社ではバイオ燃料の更なる需要増加に備えるべく、安定的な供給体制の構築及び整備に向けて、継続して営業活動に重点を置き、前年中間会計期間比 130.7%の廃食用油引取を行いました。

また、廃プラスチックや未利用木質を原料としたバイオ燃料化技術の実証や副生成物の利用技術開発にも継続的に取り組むと共に事業化検討にも着手しつつあります。

以上の結果、当中間会計期間の業績内容は、売上高は 695,838 千円（前年同期比 16.6%増）、営業損失は 74,592 千円（前年同期は営業損失 4,375 千円）、経常損失は 96,140 千円（前年同期は経常損失 67,132 千円）、中間純損失は 72,168 千円（前年同期は中間純損失 48,960 千円）となりました。

なお、当社はバイオ燃料関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して 48,492 千円増加し 72,999 千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 39,731 千円の支出（前年同期は 91,008 千円の支出）となりました。これは、未収還付消費税の減少額 145,081 千円があった一方、棚卸資産の増加額 83,669 千円、税引前中間純損失 96,140 千円の計上等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 4,120 千円の収入（前年同期は 911,255 千円の支出）となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出 13,355 千円、有形固定資産の取得による支出 10,458 千円、無形固定資産の取得による支出 5,129 千円等があった一方、貸付金の回収による収入 35,650 千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 84,103 千円の収入（前年同期は 1,064,461 千円の収入）となりました。これは、リース債務の返済による支出 15,723 千円、長期借入金の返済による支出 108,607 千円等が

あった一方、長期借入れによる収入 80,000 千円、短期借入金の純増加額 130,000 千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同月比 (%)
バイオ燃料関連事業 (千円)	479,642	166.6
合計	479,642	166.6

(注) 金額は製造原価によっております。

(2) 受注状況

当社は主要製品について受注生産を行っていません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同月比 (%)
バイオ燃料関連事業 (千円)	695,838	116.6
合計	695,838	116.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Clean Fuel AG	373,429	62.6	362,768	52.1
Biosyntec Handels GmbH	-	-	156,493	22.4
コスモ石油マーケティング株式会社	49,555	8.3	92,769	13.3

2. Clean Fuel AG は、リヒテンシュタイン公国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。

3. Biosyntec Handels GmbH は、オーストリア共和国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023年2月28日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- ⑪株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予

約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

(1) 研究目的及び研究課題

当社における製品開発はオープンイノベーションをベースに、当社開発部門を中心に行っており、品質及び汎用性の高い次世代バイオ燃料を製造するために研究開発に取り組んでおります。当中間会計期間においては、主に SAF (Sustainable Aviation Fuel: 持続可能な航空燃料) の研究開発を実施いたしました。SAF 用途のバイオ燃料については既に技術を確立しておりますが、量産体制の確立のために引き続き研究開発を続けて参ります。

またベトナムの非連結子会社である STAR JAPAN CO., LTD では、安定的な原料確保を目的として、ジャトロファの品種改良等研究開発を行っております。

(2) 研究体制

研究開発活動に従事する専門部門として炭素源循環創造部を設置し、大学への出向等を含み社外と協力のもと研究開発を実施しております。

(3) 研究成果

新たな燃料原料となる廃プラスチックからの燃料化技術の実証や、SAF を含む廃食用油由来の次世代バイオ燃料における収率の改善がありました。

具体的には、当社独自技術の触媒開発より、植物油脂のみならず動物油脂からもバイオ軽油・バイオジェット燃料・バイオナフサ等のバイオ原油が製造可能となる技術開発をしており、ベンチスケール製造装置を設置し、現在では当社の特許技術によるバイオジェット燃料として、国際規格 ASTM 認証取得に向け、世界大手ジェットエンジンメーカーと国内大手企業の株式会社 IHI と連携しながら日本国内初の国際認証を得られるよう進めております。

品種改良等研究開発においては愛知県の企業と共同にてジャトロファのゲノム編集試験を開始し、種子中の油量を左右する DNA が特定され、今後ガイド RNA の導入、DNA 改変試験を行うことで油量が高いジャトロファ種子の開発を目指します。

また、急速熱分解触媒技術により、廃プラスチックや建築廃材等の未利用木質材などを原料とし、高分解油収率・高オイル収率にて次世代炭素水素燃料を製造する高度資源化プロセスの技術の実証を実施しています。この技術により、低灰分の残渣と残油からは、高カロリーバイオ石炭及びコークスを製造することができ、国際的に課題とされている日本の火力発電問題解決の一助に貢献します。

当社は地球上のあらゆる廃棄物を資源に転換する技術の開発を進めており、生ごみや古紙また下水汚泥を原料とする水素菌の研究にも取り組んでいます。この様に当社は脱炭素のみではなく炭素源を循環させ資源の循環を目指した炭素源循環構想を実現する新たな技術の開発を行い、更なるサステイナブルバイオテクノロジーとして社会に実装していく予定です。

以上の結果、当中間会計期間の研究開発費の総額は 20,471 千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は335,973千円となり、前事業年度末に比べ50,311千円減少いたしました。これは主に原材料及び貯蔵品が87,025千円増加した一方で、未消費税等が138,318千円減少したことによるものであります。固定資産は3,808,868千円となり、前事業年度末に比べ85,947千円増加いたしました。これはリース資産が53,411千円、繰延税金資産が25,276千円、関係会社株式が13,355千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、4,144,842千円となり、前事業年度に比べ35,637千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は761,668千円となり、前事業年度末に比べ370,026千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が29,320千円、未払費用が18,052千円減少した一方で、短期借入金が130,000千円、1年内返済予定の長期借入金が281,387千円増加したことによるものであります。固定負債は3,176,315千円となり、前事業年度末に比べ262,221千円減少いたしました。これはリース債務が47,668千円増加した一方で、長期借入金が309,994千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は206,857千円となり、前事業年度末に比べ72,168千円減少いたしました。これは利益剰余金が72,168千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

(2) 重要な設備の除却等

新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,500,000	5,593,200	1,906,800	1,906,800	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,500,000	5,593,200	1,906,800	1,906,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(2004年9月18日臨時株主総会決議)

	当中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,096	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	同左
新株予約権の行使期間	自 2006年9月19日 至 2026年9月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
 - ② 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使することができます。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ③ 本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、会社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または会社と顧問契約をしている顧問の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。
 - ④ 本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
 - ⑤ 本要件に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することが出来る。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
4. 会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるものとします。承継させる新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとします。
- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
 - ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
 - ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

第5回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	845	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	84,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,250	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,250 資本組入額 625	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要するもの とします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,250	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,250 資本組入額 625	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、

新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記の条件に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
上記の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権（2024年6月28日定時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	812	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	81,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,840	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年7月6日 至 2034年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,840 資本組入額 920	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権

(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記の条件に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
上記の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	1,906,800	—	499,975	—	428,175

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
越川 哲也	京都府京田辺市	642,000	33.67
小林 季愛	東京都新宿区	300,000	15.73
小林 行雄	京都市右京区	150,000	7.87
株式会社ナビショー	大阪市中央区南船場4-12-12	100,000	5.20
越川 かおり	京都市中京区	80,000	4.20
土居 秀行	東京都渋谷区	71,900	3.77
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	40,000	2.10
越川 翔生	京都府京田辺市	40,000	2.10
越川 裕生	京都府京田辺市	39,900	2.09
三井 正雄	大阪市天王寺区	35,000	1.84
その他 64名		408,000	21.39
計	—	1,906,800	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,906,800	19,068	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,906,800	—	—
総株主の議決権	—	19,068	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2024年4月から2024年9月までについては売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の変動は該当ございません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,506	77,999
売掛金	64,735	38,694
商品及び製品	11,298	7,269
仕掛品	4,405	5,078
原材料及び貯蔵品	28,379	115,404
前払費用	14,475	19,537
未収消費税等	160,442	22,124
その他	74,043	49,868
貸倒引当金	△2	△1
流動資産合計	386,284	335,973
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 88,939	※1 88,094
構築物（純額）	220,491	212,055
機械及び装置（純額）	25,779	26,332
車両運搬具（純額）	1,402	1,057
工具、器具及び備品（純額）	67,517	62,462
土地	※1 347,008	※1 347,008
リース資産（純額）	125,216	178,627
建設仮勘定	2,670,629	2,671,042
有形固定資産合計	※2 3,546,984	※2 3,586,680
無形固定資産		
特許権	5,526	7,127
ソフトウェア	9,041	10,747
その他	1,663	2,752
無形固定資産合計	16,231	20,628
投資その他の資産		
関係会社株式	87,265	100,620
出資金	10,080	10,080
繰延税金資産	7,198	32,474
その他	55,161	58,383
投資その他の資産合計	159,705	201,558
固定資産合計	3,722,921	3,808,868
資産合計	4,109,205	4,144,842

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)		当中間会計期間 (2024年9月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		33,203		37,000
短期借入金		50,000		180,000
1年内返済予定の長期借入金	※1	94,055	※1	375,442
リース債務		25,081		36,078
未払金		86,797		71,791
未払費用		53,364		35,312
未払法人税等		35,418		6,098
預り金		2,229		8,452
賞与引当金		11,491		11,491
流動負債合計		391,641		761,668
固定負債				
長期借入金	※1、3	3,292,772	※1、3	2,982,777
リース債務		112,657		160,325
資産除去債務		32,974		33,079
その他		133		133
固定負債合計		3,438,537		3,176,315
負債合計		3,830,178		3,937,984
純資産の部				
株主資本				
資本金		499,975		499,975
資本剰余金				
資本準備金		428,175		428,175
資本剰余金合計		428,175		428,175
利益剰余金				
その他利益剰余金				
固定資産圧縮積立金		22,037		21,230
繰越利益剰余金		△671,160		△742,522
利益剰余金合計		△649,123		△721,292
株主資本合計		279,026		206,857
純資産合計		279,026		206,857
負債純資産合計		4,109,205		4,144,842

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	596,755	695,838
売上原価	※2 355,905	※2 500,029
売上総利益	240,849	195,809
販売費及び一般管理費	※1、2 245,224	※1、2 270,401
営業損失(△)	△4,375	△74,592
営業外収益		
受取保険金	286	921
物品売却益	4,886	6,156
補助金収入	—	468
業務委託収入	3,087	9,179
その他	508	1,838
営業外収益合計	8,768	18,563
営業外費用		
支払利息	19,789	38,361
シンジケートローン手数料	51,623	1,565
その他	113	184
営業外費用合計	71,525	40,111
経常損失(△)	△67,132	△96,140
税引前中間純損失(△)	△67,132	△96,140
法人税、住民税及び事業税	1,075	1,305
法人税等調整額	△19,247	△25,276
法人税等合計	△18,172	△23,971
中間純損失(△)	△48,960	△72,168

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	481,075	409,275	409,275	23,854	△732,852	△708,998	181,351	181,351
当中間期変動額								
新株の発行	18,900	18,900	18,900	—	—	—	37,800	37,800
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△908	908	—	—	—
中間純損失（△）	—	—	—	—	△48,960	△48,960	△48,960	△48,960
当中間期変動額合計	18,900	18,900	18,900	△908	△48,052	△48,960	△11,160	△11,160
当中間期末残高	499,975	428,175	428,175	22,945	△780,904	△757,958	170,191	170,191

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	499,975	428,175	428,175	22,037	△671,160	△649,123	279,026	279,026
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△806	806	—	—	—
中間純損失（△）	—	—	—	—	△72,168	△72,168	△72,168	△72,168
当中間期変動額合計	—	—	—	△806	△71,362	△72,168	△72,168	△72,168
当中間期末残高	499,975	428,175	428,175	21,230	△742,522	△721,292	206,857	206,857

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△67,132	△96,140
減価償却費	23,967	39,435
差入保証金の償却額	585	143
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,327	0
支払利息	19,789	38,361
シンジケートローン手数料	51,623	1,565
補助金収入	—	△468
売上債権の増減額 (△は増加)	△68,526	26,040
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,824	△83,669
前払費用の増減額 (△は増加)	△7,433	△5,193
差入保証金の増減額 (△は増加)	△2,430	△2,680
未収還付消費税の増減額 (△は増加)	△18,129	145,081
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,360	3,796
未払金の増減額 (△は減少)	40,305	△15,005
未払費用の増減額 (△は減少)	1,236	△18,052
その他	20,480	△15,716
小計	2,848	17,497
利息及び配当金の受取額	0	186
利息の支払額	△20,729	△34,404
補助金の受取額	—	468
法人税等の支払額	△73,127	△23,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	△91,008	△39,731
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,000	△6,000
貸付金の回収による収入	293	35,650
有形固定資産の取得による支出	△900,088	△10,458
無形固定資産の取得による支出	△2,051	△5,129
関係会社株式の取得による支出	—	△13,355
差入保証金の支払額	△3,016	△1,533
その他	△393	4,947
投資活動によるキャッシュ・フロー	△911,255	4,120
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	130,000
長期借入れによる収入	1,618,535	80,000
長期借入金の返済による支出	△529,875	△108,607
リース債務の返済による支出	△10,375	△15,723
シンジケートローン手数料の支払額	△51,623	△1,565
株式の発行による収入	37,800	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,064,461	84,103
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	62,198	48,492
現金及び現金同等物の期首残高	82,782	24,506
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 144,981	※ 72,999

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～38年
構築物	3～43年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主にバイオ燃料の製造と販売を主な事業としております。国内への出荷については、通常、納品日において製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、納品日に収益を認識しております。海外への出荷については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収消費税の増減額」は重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間会計期間のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた2,351千円は「未収還付消費税の増減額」△18,129千円、「その他」△20,480千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
建物	37,901千円	36,870千円
土地	322,064	322,064
計	359,966	358,935

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	71,749千円	354,493千円
長期借入金	3,255,250	2,955,176
計	3,326,999	3,309,670

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,155,785千円	1,191,573千円

※3 財務制限条項

当事業年度末の借入金残高のうち、2023年5月26日付で締結した当社の極度貸付契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年3月に終了する決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期に係る損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。当該財務制限条項の対象となる借入金残高は以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
長期借入金	1,737,159千円	1,737,159千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	24,909千円	27,183千円
給与手当	54,511	88,578
発送配達費	33,810	744

※2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	22,448千円	38,387千円
無形固定資産	1,519	1,047

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度 期首株式数(株)	前中間会計期間 増加株式数(株)	前中間会計期間 減少株式数(株)	前中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,858	1,887,942	—	1,906,800
合計	18,858	1,887,942	—	1,906,800

(変動理由)

普通株式の発行済株式の内訳は、次のとおりであります。

2023年6月23日付の株式分割(1:100)による増加	1,866,942株
2023年7月10日付の第三者割当による新株の発行による増加	21,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,906,800	—	—	1,906,800
合計	1,906,800	—	—	1,906,800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	155,981千円	77,999千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△11,000	△5,000
現金及び現金同等物	144,981	72,999

(リース取引関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)1. 参照）。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また「リース債務」については重要性に乏しいことから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (※1)	3,386,827	3,296,360	△90,466
負債計	3,386,827	3,296,360	△90,466

(※1) 貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

当中間会計期間（2024年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (※1)	3,358,220	3,293,356	△64,864
負債計	3,358,220	3,293,356	△64,864

(※1) 中間貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等の当該金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当中間会計期間 (千円)
関係会社株式	87,265	100,620
出資金	10,080	10,080

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2024年9月30日）

該当事項はありません。

- (2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,296,360	—	3,296,360
負債計	—	3,296,360	—	3,296,360

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,293,356	—	3,293,356
負債計	—	3,293,356	—	3,293,356

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2024年3月31日）

関係会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	87,265

当中間会計期間（2024年9月30日）

関係会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	100,620

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 3名 当社従業員 51名	当社顧問 2名	当社従業員 70名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 136,000株 (注) 2	普通株式 90,500株 (注) 2	普通株式 5,000株 (注) 2	普通株式 81,200株
付与日	2005年9月12日	2022年10月7日	2022年10月7日	2024年7月5日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2006年9月19日 至 2026年9月17日	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	自 2026年7月6日 至 2034年6月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2023年6月23日付の株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)において存在したストック・オプションを対象として記載しております。

① 単価情報

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	500	1,250	1,250	1,840
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 1. 2023年6月23日付の株式分割(1株につき100株の割合)後の価格に換算しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	製品	商品	その他	合計
地域別				
日本	82,115	139,916	1,292	223,325
欧州	373,429	—	—	373,429
顧客との契約から生じる収益	455,545	139,916	1,292	596,755
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	455,545	139,916	1,292	596,755

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	製品	商品	その他	合計
地域別				
日本	126,955	42,397	7,223	176,576
欧州	519,262	—	—	519,262
顧客との契約から生じる収益	646,217	42,397	7,223	695,838
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	646,217	42,397	7,223	695,838

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権				
売掛金	25,279	64,735	64,735	38,694
計	25,279	64,735	64,735	38,694
契約資産	—	—	—	—
契約負債	—	—	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(持分法損益等)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
関係会社に対する投資の金額	47,401 千円	100,620 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	34,955	86,086
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△12,445	△14,534

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、バイオ燃料関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
223,325	373,429	596,755

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Clean Fuel AG	373,429	バイオ燃料関連事業
トミクラ産業株式会社	116,927	バイオ燃料関連事業

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
176,576	519,262	695,838

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Clean Fuel AG	362,768	バイオ燃料関連事業
Biosyntec Handels GmbH	156,493	バイオ燃料関連事業
コスモ石油マーケティング株式会社	92,769	バイオ燃料関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	146円77銭	108円48銭

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(2) 1株当たり中間純損失(△) (算定上の基礎)	△25円83銭	△37円85銭
中間純損失(△) (千円)	△48,960	△72,168
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る 中間純損失(△) (千円)	△48,960	△72,168
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,895,325	1,906,800

(重要な後発事象)

資金の借入及び資本性劣後ローン

当社は、2024年10月17日開催の取締役会に基づき、以下のとおり、資金の借入及び劣後特約付金銭消費貸借契約を締結しております。

1. 資金の借入及び資本性劣後ローンによる資金調達の背景と目的

当社、コスモ石油株式会社及び日揮ホールディングス株式会社の3社で廃食用油を原料とした国産 SAF (Sustainable Aviation Fuel: 持続可能な航空燃料) の年間約3万キロリットルという大規模生産と国内供給を目指し、「合同会社 SAFFAIRE SKY ENERGY」(以下「当該会社」) を設立して進めてまいりました。

この度、当該会社の事業関連への戦略的追加投資及び、当社運転資金の拡充並びに財務基盤の強化を目的として、京都信用金庫から資金の借入と信金キャピタル株式会社から資本性劣後ローンによる資金調達を実行することといたしました。

2. 資金の借入及び資本性劣後ローンの概要

① 資金の借入

(1) 借入先	京都信用金庫
(2) 借入金額	331,000 千円
(3) 借入実行日	2024年11月15日
(4) 借入期間	6年(元金均等返済)
(5) 借入利率	固定金利
(6) 担保の有無	無

(1) 借入先	京都信用金庫
(2) 借入金額	138,000 千円
(3) 借入実行日	2024年11月15日
(4) 借入期間	3ヵ月(期日一括返済)
(5) 借入利率	固定金利
(6) 担保の有無	無

② 資本性劣後ローン

(1) 借入先	信金キャピタル株式会社
(2) 借入金額	260,000 千円
(3) 借入実行日	2024年11月15日
(4) 借入期間	7年(期日一括返済)
(5) 借入利率	業績により変動
(6) 担保の有無	無

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年12月20日

株式会社レポインターナショナル
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

橋本 民子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

有岡 照晃

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レポインターナショナルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レポインターナショナルの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか

か結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上